



# まいつきだい きんようび 毎月第3金曜日は かわにしし じんけん でー 川西市の「人権デー」です

問い合わせ 障害福祉課 電話:072-740-1178 フax:072-740-1311

しょう しゃ たい ふとう さべつてきとりあつか きんし  
障がい者に対する不当な差別的取扱いは禁止されています

## 障害者差別解消法(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)

障害者差別解消法は、不当な差別的取扱いを禁止するとともに、障がいのある人から申出があった場合、負担が重すぎない範囲で障がい者の求めに応じ合理的配慮をするものとしています。

ここでいう「障がい者」とは、障害者手帳を持っている人だけではありません。身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人(発達障がいや高次脳機能障がいのある人も含まれます)、そのほか心や体のはたらきに障がいのある人で、障がいや社会の中にあるバリアによって、継続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受けている全ての人が対象となります。

## 不当な差別的取扱いとは

障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否したり、サービスなどの提供に当たって場所や時間帯を制限したりするなど、障がいのない人と異なる取扱いをしてしまうことをいいます。障害者差別解消法では「不当な差別的取扱い」を禁止しています。

## 新しい相談窓口「つなぐ窓口」

国が策として「不当な差別的取扱い」「合理的配慮の提供」についての相談を適切な相談窓口につなぐほか、障害者差別解消法の質問に回答する「つなぐ窓口」が開設されました。

・つなぐ窓口連絡先:0120-262-701



## 障がい者の差別に関する問い合わせ先

かわにししお 川西市障がい者基幹相談支援センター  
平日9時~17時※土日祝日・年末年始を除く  
電話:072-758-6228

ひょうごけんしお 兵庫県障害者差別解消相談センター  
平日10時~16時※12時~13時・年末年始を除く  
電話:078-362-3356

## 特設人権相談

12月19日(金) 午後1時~4時  
1月16日(金) 午後1時~4時  
2月20日(金) 午後1時~4時

むりょう 無料  
よ やく ゆうせん  
予約優先

かわにしやくしょ 川西市役所で、人権委員による相談をお受けします。  
△問い合わせ 人権推進多文化共生課 TEL740-1150

## 人権啓発ビデオ上映会 総合センター

★12月17日(水) 15時30分~  
『ハチ公物語』(18分)

★12月19日(金)①10時~②13時~③16時~  
『すべての人々の幸せを願って』(35分)

◆問い合わせ 総合センター TEL758-8398

むりょう  
無料

